

東由利村報

No.24 32.7.5

発行所 秋田県東由利村役場

印刷所 株式会社本間印刷所

第四回村議会定例会

6月14日 第四回村議会定例会は六月十四日役場に招集され、前回結論を得なかつた役場建築敷地寄附採納案が再び提案されて注目を浴びた。

これは重要な問題であり、終日審重に審議されたが、結果はついに採納することに可決された。なお提出議案は次の三件で各条例も原案どおり可決になった。

- ▽村税条例の制定
- ▽入湯税条例の制定
- ▽役場建築敷地寄附を採納

役場建築敷地決る

老方駅跡 寄附採納案を可決

かねて老方自治会から役場建築敷地として旧横荘鉄道老方駅構内跡地五百七十二坪を村に寄附採納の願出があり、先の村議会臨時会でこれを受納することとする村長の提案に基いて審議されたが結論を得ず、六月十四日招集された定例会に再度提案されて審議の結果、満場の賛成を得てついにこれを受納することに決定した。

それが廃軌になると同時に無為の空地と化し、ほとんど人の気憶から去りかけていたが今度、村の中核地として再び脚光を浴びることになった。当跡地が役場敷地としての適否が議会で検討されたが、それらを要約して主な利点を上げると

- ① 諸官庁に隣接している。
- ② 県道を正面道路として直接利用できる。
- ③ 一定の広さを確保できる。
- ④ 地盤が硬いうえ、地拵へが比較的簡単にできる。
- ⑤ 良質の飲料水が得られる。

新農村建設

特別助成地域に指定される

政府は昨年からの新農山漁村建設総合対策を実施し農山漁村民の自主的振興計画の樹立実行を推進してきたが、本村でも昨年の十月からこれらの要領に従って振興協議会を組織し、諸準備を進めて特別助成地域の指定方を申請してきたところ六月十六日付でこれが承認された。

村ではさつそく次の事業を本年度に実施することにして補助申請手続きを進めている。

- 【補助融資併合事業】草資源開発整備事業▽田代地区
- 【補助単独事業】
- 共同作業施設▽共同作業所Ⅱ大琴東部、地下沢増産班▽種籾催芽所Ⅱ老方東部増産班
- 共同管理施設▽共同育苗所Ⅱ下郷農協
- 共同貯蔵施設▽木炭山元倉庫Ⅱ田代黒淵木炭生産改良班
- 土地調査研修施設▽測量、土壤検定施設Ⅱ東由利村
- 【融資単独事業】

石高林道工事の入札

村では本年度に石高林道開設工事(延長分)に着手するため、入札を行うことになった。日時は七月十日午前十時より役場で、方法は指名競争入札。同工事は車道で巾員三米、延長七三五米である。

る税率」と解釈されており、市町村は財政引締めを努めて法定の税率に近からしめようというわけである。税率の定め方は従前どおり個人の総所得から基礎控除だけをして一先ず所得総額を出し、その所得総額の全村分の合算額を村予算の村民税に圧縮するわけだがこの圧縮する割合を税率といい本村の三十二年度の場合は百分の〇・一だけ法定の準拠税率を上廻っている。これと同時に今まで普通税の中にあつた入湯税が目的税になつた他、条例の字句の整備、手続規定の整理等が若干行われ、条文の番号を整理したために今回は全文改正となつたものである。



全文改正になつた村税条例

地方財政が更に圧迫される結果となる関係から、住民税の制限税率を緩和したのが地方税法改正の要因である。今回、村税条例を改めたのも右の事情によるもので改正のヤマは村民税所得割の税率である。村税条例が全文改正されたが、これまでと違つた主な点はどなたところか政府が臨時税制調査会の答申を基にし「一千億減税」の看板をあげて所得税法などの国税関係法律を改正したのは本年三月であつたが、同時に地方税法も改正して四月に公布した。つまり今年には、国税が約一千九百二十億円の自然増収が見積られたのでこの中から約一千億減税しようというわけであるがところがご承知のとおり住民税は所得税や法人税が基礎となつて割出されるものであるために国税を減税すれば地方税が減収し、地方税が減収すれば苦しい

伝貧馬に六頭判明

六月二十日から二十九日まで本村全地域にわたつて伝貧検査が実施され、受検総頭数五六九頭のうち症馬に六頭(玉米地区一頭、下郷地区五頭)判明した。なお猶予馬Ⅱこのとき受検しなかつた馬Ⅱは七頭で、これらは七月十日大内村滝小学校校庭に引付しなければならぬ。

七月十日

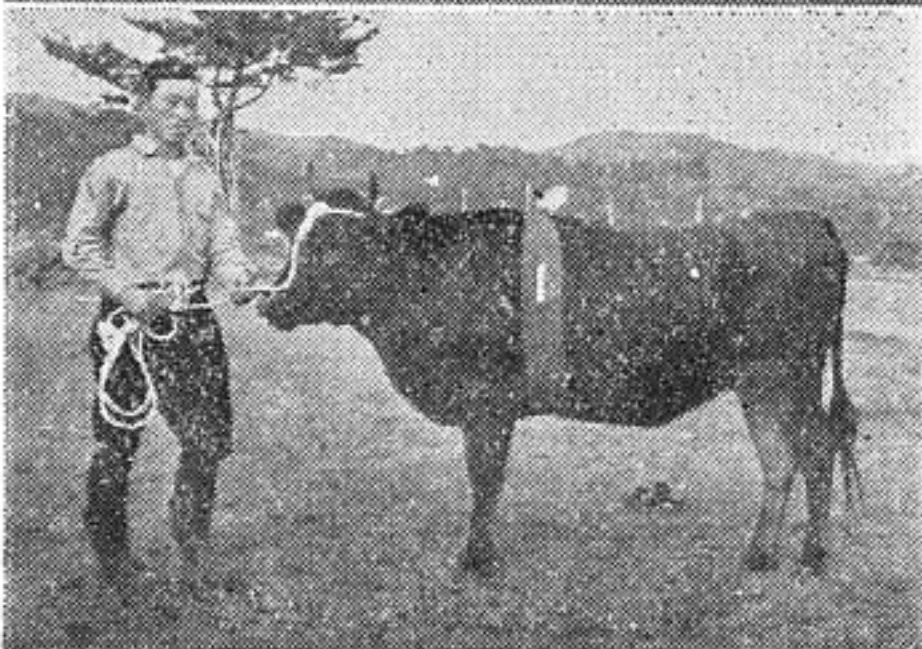
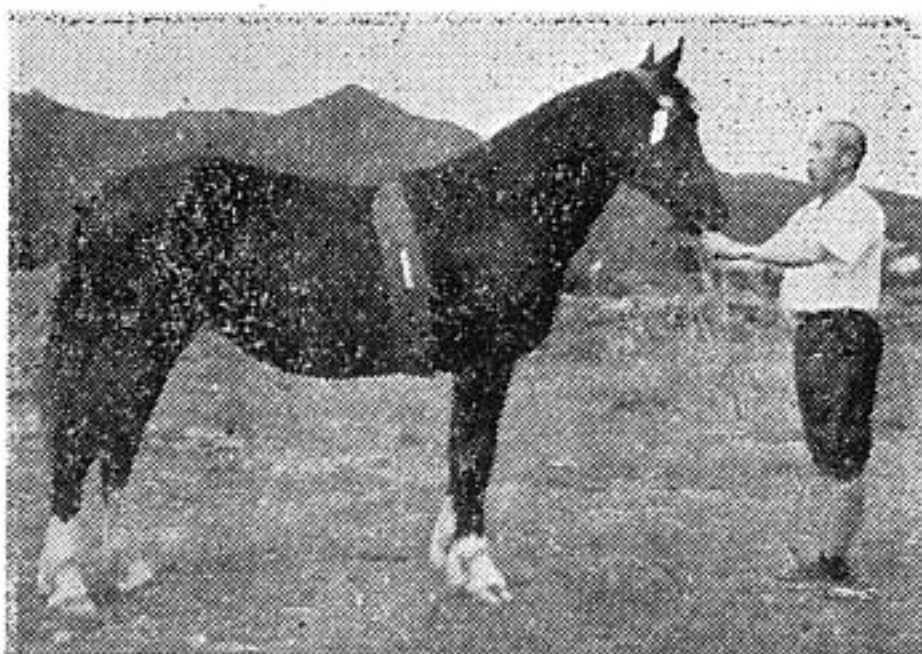
全般に向上が目立つ 盛況に畜産共進会終る

村主催第二回畜産共進会はおり、榮に浴した牛馬は次のとおりで、から初夏の好天に恵まれた六月二十四日、台山馬検場で開催され盛況をきわめた。

出陳頭数は馬二七頭、牛一三頭で昨年より頭数が増加するとともにいずれも良好な牛馬が出陳されて参観者を喜ばせた。

審査は午前九時から褒賞授与式は午後三時から行われ、入賞の

審査評で「わけても馬の向上が目立ってきているが、まだまだ飼育管理に疑点があり、その第一は運動不足である」と指摘されたが、たしかに全般にわたつて水準が上向いてきていることは衆目の認めるところで、飼育管理をより行



届いたものにすれば一段の飛躍が約束される段階にいたつたことは心強いかぎりである。また、こうなつてはじめて共進会の意義が生れてくると同時に、将来の希望も一そう強まつてくるものといえよう。

【馬の部】

- ▼一等賞 ①長竜(雌) 小野武
- ②春陽(雌) 浅田民一郎 ③栄花(雄) 小笠原善作

▼二等賞 ①第一春豊(雌) 鈴木謙二郎 ②長作(雌) 小野勇作

- ③照姫(雌) 千葉一男 ④優花(雌) 小松亀之助 ⑤初姫(雌) 八嶋俊雄 ⑥玉海(雌) 高橋直蔵

【牛の部】

- ▼一等賞 さとひめ(雌) 小野徳三郎
- ▼二等賞 ①よしはな(雌) 遠藤慶之助 ②たつひさ(雌) 工藤辰五郎 ③第二しんかめ(雌) 伊東高助

(二等賞はいずれも省略)

【写真】一等賞の長竜号Ⅱ上さとひめ号Ⅱ下

改正された農業委員会制度 一般選挙今年は行われず

解説

「統合する場合」のことは何等定めがなかつたので、これを新たに設けて一市町村一農委を原則に委員会の数の減少が強調されている。市町村長は二つ以上の農委があるときは知事の承認をうけて区域の変更や、委員会の廃止、統合ができることとなつており、これによつて九五%以上

委員には選挙による委員と選任による委員の二種あることは従前どおりであるが、選挙委員の定数は今まで「一〇〇〜一五人を条例で定める」こととなつていたが、今度は「一〇〇〜四〇人」を政令の基準に従つて条例で定める」ことに改めたわけで、委員会の区域が非常に大きくなることもあるから当然のことといえる。

さて政令の基準を見るとその区域内の農地面積五百町歩以下で耕作世帯(一反歩以上)六百以下のところは選挙委員一〇〜一人、二千町歩以下で二千五百世帯以下は一〇〜二五人、それ以上のところは一〇〜四〇人となつてくるからこの基準によれ

議員立法によつて二六国会を通過し四月二十日に公布されたこの農委制度の改正法は、本年七月二十日から施行されることになつた。

以下主要な点を説明すると――

委員会の統合

旧法には市町村に「二以上の農委を設置する場合」の規定はあつたが「統合する場合」のことは何等定めがなかつたので、これを新たに設けて一市町村一農委を原則に委員会の数の減少が強調されている。市町村長は二つ以上の農委があるときは知事の承認をうけて区域の変更や、委員会の廃止、統合ができることとなつており、これによつて九五%以上

上にも進展した町村合併事業に対応せしめようとするのが法意とみえる。

本村は、この改正法を待つまでもなく、合併当初に農委の統合を終つているのでこの限りにおいては関係がない。

委員の定数

委員には選挙による委員と選任による委員の二種あることは従前どおりであるが、選挙委員の定数は今まで「一〇〇〜一五人を条例で定める」こととなつていたが、今度は「一〇〇〜四〇人」を政令の基準に従つて条例で定める」ことに改めたわけで、委員会の区域が非常に大きくなることもあるから当然のことといえる。

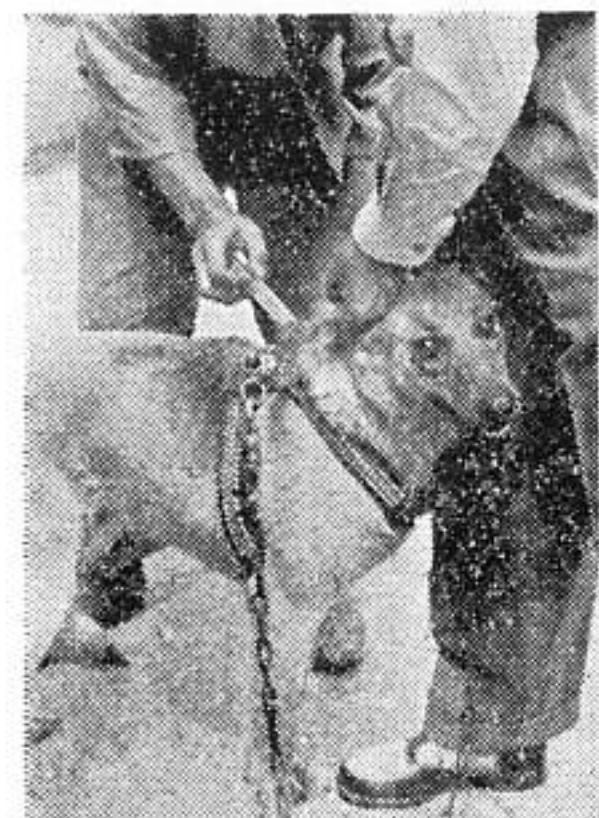
六月中旬所得税の予定納税額の通知書と同時に第一期分の税額の納付書を差上げておきましたから納税義務者は最寄りの銀行または郵便局に三十一日まで納付して下さい。【本荘税務署】

ワン公の厄日?

六月十七、十八の両日、役場と支所前で愛犬の狂犬病予防注射ならびに登録が行われた。一年三百六十五日を勝手気ままに振舞っている世のワン公どもにとつて、この日ばかりは最大の厄日。背中にされる注射が嫌なばかりにさんさん

暴れまくつてケンケンゴゴ、この騒音に役場事務員しばらくは仕事に手がつかないありさま。

それにしても今回登録された犬は六〇頭、まだまだ本村には五〇頭以上野放しされていると推定されるが、これらは無慈悲な犬狩りの手に渡さなければならぬことになる。愛犬は必ず登録して注射を受けること。



【写真は注射を受けて悲しそうなワン公の顔】

7月31日

申告所得税の納期

本年七月十九日まで任期の満了する全国大部分の農委は、七月十六日に一齊に一般選挙が執行されて改正法による農委が同月二十日から発足するが、本村のように七月十九日を境にして後に任期のまたがるところはその任期間に限り従前どおりとなつているので選挙は行われなかつた。村長が選任する委員だけは改正法が適用されるので、七月二十日後、早い機会にこれを改める必要がある。

全国特別貯蓄運動

季節・臨時収入はひとまず貯蓄人の理事と学識経験者から五人以内を選任することとなるので本村の場合この数が変わつてくるつまり現状においては農業団体からの委員だけで五人になり、地方団体によつては選挙委員より選任委員の数が多いう、まことに奇妙なことも起り得る可能性が強い。

委員の選挙

本年七月十九日まで任期の満了する全国大部分の農委は、七月十六日に一齊に一般選挙が執行されて改正法による農委が同月二十日から発足するが、本村のように七月十九日を境にして後に任期のまたがるところはその任期間に限り従前どおりとなつているので選挙は行われなかつた。村長が選任する委員だけは改正法が適用されるので、七月二十日後、早い機会にこれを改める必要がある。